

第 6 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称	第 6 回 都 幾 川 村 ・ 玉 川 村 合 併 協 議 会		
開 催 日 時	平成 1 7 年 2 月 2 4 日 (木) 開会 午後 3 時 0 0 分 閉会 午後 3 時 5 4 分		
開 催 場 所	玉 川 村 文 化 セ ン タ ー (ア ス ピ ア た ま が わ) 2 階		
議 長 氏 名	関 口 定 男		
出席者及び欠席者氏名	別 紙 名 簿 の と お り		
事 務 局 職 員 出 欠	別 紙 名 簿 の と お り		
会 議 事 項	1 議 題 * 別 紙 資 料 の と お り	2 会 議 結 果 (1) 報 告 事 項 承 認 さ れ る (2) 協 議 事 項 決 定 さ れ る	
会 議 の 経 過	別 添 の と お り		
会 議 資 料	会議資料 席次表		
そ の 他 の 必 要 事 項			
署 名			
署名委員 岡 野 明 夫 署名委員 村 田 朝 子			

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村助役	山 口 芳 平	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	出 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	出 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	出 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	出 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

定刻になりましたので、ただいまから第6回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

初めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。第6回協議会会議資料が1冊、新町建設計画が1冊、報告第9号がA4判で1枚、最後に本日の席次表でございます。よろしいでしょうか。おそろいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

改めまして、皆さんこんにちは。今日は、第6回の都幾川村・玉川村合併協議会を開催申し上げましたところ、全員委員さんのご出席をいただきまして、ここに開会できますことを厚く御礼を申し上げます。前回の協議会では新町建設計画等を承認をいただきました。また先日両村で合併の説明会を行いました。都合4回開催いたしましたけれども、住民の皆さんに、その中でいろいろご意見等をいただきました。後ほど説明会の実施結果につきましては、事務局の方から報告をさせていただきます。

今回の協議会、報告が2件、そして協議事項が3件ということでお願いするわけですが、実質審議は合併の申請前、これが最後の審議となります。顧みますと、昨年の11月の1日に合併協議会が発足いたしました。この2村の合併におきましては、8市町村の合併の破綻、そして6町村の合併の破綻、それを受けまして、都幾川と玉川の合併は絶対まとめるのだと、そんな中でのスタートでありました。それぞれ皆さん、いろいろな思いがあります。私と大澤村長さんといたしましても、いろいろな思いがあると思います。でも、何としてもこの合併はまとめると、もうその1点だけはぶれないでやろうということでここまで来ました。そんな中で、特に私どもが委員の皆さんに感謝を申し上げたいと思いますのは、合併の期日等は18年の2月1日、そして新町の名称は平仮名でときがわ町、また新町の役場の位置は玉川村の役場を使うと、そして特に前々回皆さんからいろいろなご意見をいただきました。そんな中で、本当に都幾川と玉川の合併のいいところ出たなと思うのは、やはりそれぞれの委員さんが、しっかり意見は言う。その中で、お互いが引くところは引くということができた。これが今回の合併の一番のポイントであったかなと思います。議員の皆さんの定数は10名減の16、そして在任特例は使わないと、そうした議員の代表の皆さんも厳しい選択をしていただきました。これもやはり冒頭申し上げました都幾川と玉川のこの合併は絶対まとめるのだと、こうした強い意思があつての決断だと思いました。合併協議会の会長といたしまして、この場をおかりしまして深く委員の皆さんにはお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、先日両村の区長会で交流会が図られました。玉川村では21名の区長さん、都幾川村では34名の、区長さんがおります。両方で55名の区長さんの中で45名の区長さんが出席をしてくれました。本当に各区長さん和やかな中で、もう合併をしてしまったような雰囲気でした。「合併して、これからいい町をお互につくろう」と、話していました。大澤村長さんにとっても私にとっても、こういう会が開かれてよかったなと、そんな思いでした。この合併も、いよいよ3月の5日には調印式、そして3月の8日には両村議会で議決をいただきます。そして、3月の後半には県の方に合併申請することが本格的に決まりました。ぜひこの合併が成立いたしまして、いい町ができますように、そして、皆様のご健勝、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、規約に基づきまして暫時の間、議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますが、本日の出席者21名中21名全員でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますのでご報告を申し上げます。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規程に則りまして、傍聴定員30名により進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の議事録署名人の指名でございますが、都幾川の2号委員であります岡野明夫様、玉川村の4号委員であります村田朝子様、このお二人に署名人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、(1) 報告事項でございますが、報告第8号 新町建設計画の埼玉県知事との協議結果について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、報告第8号 新町建設計画の埼玉県知事との協議結果についてご説明いたします。

資料の１ページをごらんいただきたいと存じます。この新町建設計画につきましては、去る１月26日に開催されました第５回合併協議会におきまして、その内容を決定いただきましたことから、合併特例法に基づく埼玉県知事との協議を行ったところでございます。これにつきましては、平成17年２月２日付で県知事から回答がありましたので、その写しをこの協議会資料２ページに添付させていただきました。文面にも書かれておりますように、比企郡都幾川村及び同郡玉川村の合併に係る新町建設計画の協議については、異議がありませんとの内容でございます。

なお、新町建設計画につきましては、本協議に対する県知事からの回答をいただきましたことから、計画書として体裁を整えた上で印刷、製本を行い、本日の会議に間に合うような形ででき上がりましたので、委員の皆様には本日配付をさせていただきました。こちらがその新町建設計画でございます。このでき上がりました新町建設計画につきましては、合併協議会委員の皆様、また２村の議会議員の皆様、行政関係機関に配付するとともに住民の皆様が閲覧できるよう、主な役場窓口や出先機関等に配備する予定でございます。

また、住民説明会で全戸回覧してほしいとの要望もございましたので、増す刷りをした上で行政区の区長さんを通じまして、３月の11日、金曜日から全戸回覧を開始したいと、このように考えております。

なお、新町建設計画につきましては、知事との本協議の段階のものではございますが、本協議会のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてごらんいただくこともできます。案がついているだけで、内容は全く同じでございます。

報告第８号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、ただいまの報告第８号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

報告第８号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

報告第８号につきましては、ご承認をいただきましたので、新町建設計画はここに確定いたしましたし

た。皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、報告第9号 住民説明会の実施結果について、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局長

それでは、報告第9号 住民説明会の実施結果についてご説明いたします。

本日配付いたしました資料、報告第9号 住民説明会の実施結果について、こちらをごらんいただきたいと存じます。

都幾川村及び玉川村の合併に関する住民説明会につきましては、都幾川村及び玉川村との共催で2月の17日、木曜日から19日、土曜日にかけまして都幾川会場2回、玉川会場2回、都合4回実施したところでございますが、参加者数は総勢334名、各会場ごとの参加者数はごらんのとおりでございます。特に2月の19日、土曜日につきましては、前日からの雪が残り、足元が悪いにもかかわらず、玉川会場には34名、都幾川会場には43名の方が足を運んでくださいました。2村の合併を真剣に考えていただいていることに対しまして心から感謝申し上げます。

次に、質疑応答数でございますが、総数は25件、合併後の名称についてときがわ町ではなく都幾川村、村のままでよいのではないかなど基本的な協定項目に関することが2件、路線バスの嵐山方面への延長の考えはあるのか、合併処理浄化槽設置事業とあるが、公共下水道を導入する予定はあるのかなど新町建設計画に関することが9件、財政的な特例措置が切れてしまう10年後に財源が確保できるのか、財政計画について合併11年目以降も示す必要があるのではないかなど財政計画に関することが5件、国民健康保険の税率はどのように統一されるのか、都幾川村で実施しておる海外派遣事業における中学生の海外派遣者の選出方法について、どのようにして公平性を図っていくのかなど行政サービスと住民負担に関することが6件、その他が3件でございます。

なお、住民説明会での質疑応答の詳細につきましては、協議会だより等でお知らせしたいと、このように考えておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

報告第9号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま報告第9号 住民説明会の実施結果について事務局から説明がありました。

何か質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

報告第9号につきましては、報告のとおり承認いただくことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

報告第9号につきましては、報告のとおり承認されました。

なお、住民説明会の質疑応答の詳細につきましては、協議会だより等でお知らせいたしますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、(2) 協議事項でありますけれども、まず協議第66号 都幾川村・玉川村合併協定書についてご協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第66号 都幾川村・玉川村合併協定書についてご説明いたします。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。来る3月5日、玉川村におきまして都幾川村・玉川村合併協定書調印式を予定しておりますが、協議第66号はその際に調印する協定書の内容についてご決定いただくものでございます。

恐れ入りますが、資料の23ページをごらんいただきたいと思います。まず、この調印式の趣旨でございますが、本協議会で決定いたしました50の合併協定項目の調整方針を両村の村長が今後の合併手続に入る前に各自治体の長として、お互いにその内容を確認するために実施するものでございます。開催日時は、3月5日、土曜日、午後2時30分から、場所は玉川村中央公民館2階講堂を予定しているところでございます。式典開始の1時間前、午後1時30分から受付を開始したいと考えております。

出席者の関係でございますが、調印される2村の首長、来賓として上田清司埼玉県知事のほか、地元選出国會議員として山口泰明代議士、地元選出県議會議員として松本恒夫県議會議員、また調印立会いということで、合併協議会に関係される方々と2村の議會議員の皆様、役場幹部職員、県関係者ということで、総勢約70名の出席者を予定しているところでございます。

次に、調印式の内容でございますが、おおむね記載のような内容を予定しておるところでございます。

なお、式次第の(4)立会人署名とございますが、特別立会人として上田清司埼玉県知事に、また立会人を代表いたしまして、本合併協議会委員でもある都幾川村の岩田議長、玉川村の前田議長にそれぞれ協定書への署名をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、実際に協定を行っていただく協定書の関係でございますが、案といたしまして資料の4ページから22ページにかけまして、その案を掲載してございます。本協議会でご決定いただいた内容をそ

のまま掲載した内容となっております。ただ、一部この全体の体裁を整える関係で、句点を入れたり、平仮名に表記したりと文章表現の統一を図っておりますが、文面については本協議会でご決定いただいた内容がすべてとなっております。

参考までに資料の22ページをごらんいただきたいと思います。調印書ということで、比企郡都幾川村及び同郡玉川村は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置された都幾川村・玉川村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印するということで、このような形で調印をしていただく予定としているものでございます。

なお、この合併協定書調印式につきましては、都幾川村及び玉川村の両村長が協定する自治体間での協定ではございますが、合併協議会において決定した合併協定項目の調整方針を協定書として取り交わすことから、調印式の運営及びその経費の支出につきましては他の協議会の例からも本協議会の事務局でその運営、支出をする予定でございますので、ご了承いただきたいと思います。

また、本協定書は、例えば資料の4ページ、こちらの2番、合併の期日は、平成18年2月1日とするとございますように、2村の合併を前提とした内容となっておりますことから、本協議会といたしましては改めて合併の是非を問うまでもなく、協議第66号に賛成していただくことをもちまして都幾川村、玉川村の合併を是とするものと確認させていただきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

協議第66号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第66号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員

5ページの一般職員の身分の取扱いという中の1点と、それから7ページの特別職の職員の身分の取扱い、これが一般職員の後にかその前に変えていければいいのではないかなと思いますけれども、どうして特別職が12番になっているのか。一般職の後に10番として特別職の身分の扱いを差しかえたらどうかなと思いますけれども。

○会長

では、局長の方から答えさせますけれども。

○事務局長

この協定書の順番についてのご質問でございますけれども、こちらの協定書につきましては第1回合併協議会、議案第5号ということでご決定をいただきました順番どおりの記載となっております。具体的には、合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置という基本的な協定項目、これを最初に記載をいたしまして、その次には合併特例法に規定されている協定項目、具体的には5番の新町建設計画から10番の地方税の取扱い、最後にその他の協定項目ということで特別職の身分の取扱いにつきましては、その他の協定項目ということで協議させていただいたところでございます。したがって、こちらの協定項目の順番になっておるということでご理解をいただきたいと思います。

○会長

よろしいですか。はい。

○委員

もう一点。5ページの一般職の職員の身分の扱いという中で、これらの行政でやっていただかないといけないことは、新町において定員適正化計画ということですか、職員数、臨時職員はどのように扱っていくのでしょうか。たまたま私も市の方に合併したところに昨日行ってまいりました。その中で、臨時職員は行政側の方で各課の課長に説明をして、各課長が臨時職員の人たちにいろいろな説明をしていると。2点目は、採用をするときに臨時職員を全部ご破算にして採用すると。その採用の内容が作文と面接という形の市の方でそれをやっていらっしゃるという。だから、臨時職員は、これは私たちは関与できませんけれども、行政側で説明するようになっていくということ、これは国の指定で、そこところは、これから皆さんの行政の方で話し合っただけだと思います。だから、定員適正化計画という中に入れていただきましてお願いしたいと思いますけれども。

以上でございます。

○会長

わかりました。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それではお諮りしたいと思いますけれども、この協議第66号につきましては是か非かということで、よろしくお願いいたします。

協議第66号につきまして、原案のとおり決定し、本合併協議会において都幾川村と玉川村の合併を是とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第66号につきましては、原案のとおり決定し、これにより本合併協議会として都幾川村と玉川村の合併が承認されました。

なお、合併協定書の調印式につきましては、3月5日、土曜日でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

（休憩 午後 3時28分）

（再開 午後 3時38分）

○会長

それでは、再開いたします。

次に、協議第67号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について、協議第68号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について、関連がございますので、一括してご協議をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、資料の24ページ、協議第67号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画についてと25ページ、協議第68号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について、一括して説明させていただきます。

まず、この事業計画でございますが、まず1番目の協議会の開催でございますが、必要に応じて随時開催させていただきたいと考えております。必要に応じて随時開催ということでございますので、前もって開催日を設定することが困難でございます。したがって、平成17年度からは、合併協議会の開催日につきましては、協議事項として諮ることなく、会長から各委員あての通知で開催日時及び議題をご案内したいと考えておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、住民の皆様の傍聴の機会の保障という関係もございますので、開催日時等のご案内は時間的な余裕を持って行うとともに、協議会のホームページ等により周知したいと考えております。

次に、2番目の協議会だよりの発行でございますが、月1回程度の発行を予定しております。住所

表記の変更に伴う車庫証明や自動車運転免許証等の取扱い、事務事業一元化作業の調整結果など住民生活にかかわりの深い項目について情報提供していきたいと考えております。

3番目が協議会ホームページの運営でございますが、紙ベースでの協議会だよりの発行が月1回程度の発行でございますので、これを補完する意味で随時更新したいと考えております。

また、これまでの本協議会の会議録及び会議資料、新町建設計画等も引き続き掲載したいと考えております。

4番目が事務事業一元化業務でございますが、都幾川村、玉川村それぞれの事務事業につきまして千数百項目の事務事業になるかと存じますが、統合ないし再編していこうとするものでございます。

5番目が合併準備状況の把握、6番目が関係機関との連絡調整でございます。

以上が協議第67号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画についての概要でございます。

続きまして、資料25ページ、協議第68号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会予算についてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、1款の負担金といたしまして700万円を計上しております。都幾川村、玉川村ともに均等に350万円ずつの負担金でございます。

次に、2款の繰越金といたしまして、前年度繰越金として1,000円の科目設定をしております。

次に、3款の諸収入といたしまして、預金利子として1,000円の科目設定をしております。

以上、歳入合計といたしまして700万2,000円でございます。

次に、歳出でございますが、26ページをごらんいただきたいと存じます。1款の運営費でございますが、353万円でございます。主な内訳といたしましては、会議費といたしまして協議会委員の報酬及び費用弁償、会議録作成に要する手数料など計83万8,000円。事務費といたしまして、事務局職員の旅費、事務機器の使用料など269万2,000円でございます。

次に、2款の事業費でございますが、計305万6,000円でございます。主な内訳といたしましては、条例、規則等の例規整備、ホームページ更新に要する委託料等でございます。

また、3款予備費といたしまして41万6,000円を計上しております。

以上、歳出合計といたしまして700万2,000円でございます。

協議第67号及び協議第68号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、ただいま説明がありました協議第67号及び協議第68号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

協議第67号の関連なのですけれども、事務事業の一元化、合併に向けて我々はどんな形でかわるのでしょうか、協議会委員として。

○会長

局長。

○事務局長

事務事業一元化作業と合併協議会のかかわりについてでございますが、まずその前に事務事業の一元化作業どのように進めていくのか、この点についてご説明申し上げたいと思います。

簡単に言いますと、事務レベルのすり合わせ作業ということになるかと思います。まず両村ではどんな事務を各課、関係課等で行っておるのか、事務の洗い出し作業を行います。これが現段階で千数百項目になるかと、こういう状況でございます。

次に、その事務について、両村ではどのようにして事務を進めているのか、両村の違いを明らかにすると、こういったような意味合いがございますが、両村はどうなっておるのか、こういった現状把握をいたします。

その次の段階でございますが、両村で同じ内容であれば、そのまま継続すればよろしいわけですが、相違のあるものにつきましてはどうしていくのか、再編なのか統合なのか、あるいは廃止なのか、こういった点について、いつまでに、どんな方法で調整をするのか、こういったような調整方針を固める作業がございます。この調整方針等の段階につきましては、通常の合併協議会ですと分科会、専門部会等がございますので、そちらの段階ですり合わせ状況等を確認できるわけですが、2村の場合ですと、なかなかやはり職員の確保が困難であるということから、ただいま申し上げた事務の洗い出し、その相違点、調整方針、こういったものが固まった段階で、その千数百項目すべてを幹事会、助役、収入役、関係課長さん等がメンバーになっておりますが、幹事会においてこういったような調整方針でよろしいのかどうか、こういったような形で把握をいたします。了解を得られたものにつきましては、その調整方針に基づいて調整結果、どんな形で進めていくのか、これを原課に上げていただくと、その内容がまた幹事会上がってまいりまして、幹事会でその当否について判断をすると、おかしいものであればフィードバックをすると、こういったような内容でございます。

以上、申し上げたとおり、基本的に合併の是非にかかわるようなもの、あるいは住民生活に大きな影響を与えるようなもの、こういったものにつきましては、もう既にこちらの合併協議会において調整項目ということで既にご決定をいただいております。これからの事務作業につきましては、どちらかといいますと事務レベルの内容ということになってまいりますので、基本的には幹事会以下で決定をしていきたいと、このように考えております。ただ、協定項目の中でも統合する、あるいは再編す

る、こういったようなものが目立ったと、やはり時間の関係もございましたので、そういったものが目立ったかというふうに思います。したがって、事務的なものではございますが、その中でも特に住民に大きな影響があるもの、そういったようなものにつきましてはこちらの合併協議会に報告事項ということで報告をさせていただきたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○会長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員

そうしますと、やはりその合併の準備状況もその報告事項として、この辺まで進んでこうだというような状況をこういう協議会の中で事務局の方から報告があって、我々はそれを理解すればいいということによろしいのですか。

○会長

事務局長。

○事務局長

合併の準備状況につきましても合併協議会の機会をとらえまして状況を説明していきたい、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第67号及び協議第68号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

異議なしということでありますので、原案のとおり協議第67号、68号につきましても決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。

本日ご決定いただきました合併協定書によりまして、調印式を3月5日に執り行いまして、その後両村議会の議決をいただき、3月末日までに埼玉県知事に対しまして廃置分合の申請を行う予定となりました。改めて皆様には、ご協力に感謝を申し上げたいと思います。

ここで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○司会

それでは、閉会に当たりまして、当協議会副会長であります大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げます。

○副会長

それでは、閉会に当たりまして一言お礼を込めてあいさつさせていただきます。

本日は、第6回の合併協議会が極めてスムーズにすべての議案をご議決いただきましてありがとうございました。

思い起こしますと、11月に事務局ができて、合併協議会ができて、非常に短期間でありましたけれども、皆様方の力強いご支援いただきましてきょうを迎えることができ、これからいよいよ最後の詰めに入るわけですけれども、重ねてまたご支援賜りたいというふうに思っております。

実は、私はいつも今回の合併は、必ずいい町をつくるチャンスを与えてくれたのだなと、こんなふうに思っていて、やはり今の近隣の町村あるいは県内の町村等の状況を見ますと、合併ができなかったところについては大変な思いをしております。なおかつ、その具体的な数字が出れば出るほど、

その思いが本当に新聞等を見ましても厳しいなど、こんな思いをしまして、県内でも十数の町村がなくなるわけですが、そんな中でもそれぞれが本当にこれからますます厳しい時代を迎えるというふうに思っております。おかげさまで玉川さんとうちも財政的にも比較的恵まれておりまして、これから10年間、皆さんと一緒に頑張っていく中で、私は新しいときがわ町が、すばらしい町ができるのだと、こんな思いでおります。ぜひともそういう意味で皆様方のこれからはぜひ力強いご支援を賜りたいなど、こんなふうに思っております。

先ほどありましたけれども、これから事務事業の一元化、これがやはり非常に重要なことで、ますます細かい点にはなりますけれども、だからこそ協議会の皆様方にお諮りして具体的に決めていきたいというふうに思っております。ぜひそういう意味で、これからはぜひそんなお力添えを賜りたいなど、こんなふうに思っております。

終わりに当たりまして、この厳しい時代に対応できるすばらしい町を皆さんと一緒に改めてつくっていくことを確認いたしまして、簡単ですが、大変期間は短かったですけれども、ハードなスケジュールでご支援いただきましたことに重ねて感謝を申し上げましてお礼のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第6回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回協議会の開催につきましては、本日ご決定いただきました平成17年度合併協議会事業計画に基づき、本年4月以降に状況に応じましてご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はご協力いただきありがとうございました。

この後、2号委員、4号委員の皆様には事務連絡がございますので、この場にお残りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。